

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 枚方市成人祭「はたちのつどい」キャンセル料補助金交付要綱の制定について
- 2 支援学級等就学奨励費支給規則の一部改正について

○開催日 令和3年(2021年)3月19日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

枚方市成人祭「はたちのつどい」キャンセル料 補助金交付要綱の制定について

総合教育部 教育政策課

1. 概要

令和2年度枚方市成人祭「はたちのつどい」が延期となったことで、新成人が式典で着用する予定であったレンタル衣装のほか、着付けやヘアメイクをキャンセルしたことによりキャンセル料を負担した方の経済的負担を軽減することを目的に、市がその一部を補助することとし、補助金の交付要綱を制定するものです。

2. 補助金の内容

(1) 補助の対象者

令和2年度枚方市成人祭「はたちのつどい」に出席予定であった新成人、又は、そのご家族などで衣装レンタル等のキャンセル料を負担した方

(2) 補助金額

「はたちのつどい」が延期となったことにより負担した以下のキャンセル費用（補助対象経費）の1/2の金額を補助します（新成人に係る費用に限ります）。ただし、新成人1人あたり6万円を上限とします。

- ① 衣装レンタル
- ② 写真撮影
- ③ 着付け
- ④ ヘアメイク

(3) 申請期間

令和3年3月10日（水）から令和4年3月31日（木）まで

(4) 申請方法

郵送・メール・持参

3. 要綱の施行日

令和3年(2021年)3月9日

4. 要綱

次ページのとおり

枚方市成人祭「はたちのつどい」キャンセル料補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 9 日制定
枚方市要綱 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市成人祭「はたちのつどい」キャンセル料補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、令和 2 年度枚方市成人祭「はたちのつどい」（以下「はたちのつどい」という。）の延期（以下「延期」という。）により解除した契約（新成人（平成12年 4 月 2 日から平成13年 4 月 1 日までの間に生まれた者をいう。以下同じ。）が次に掲げるサービスの提供を受けることを内容とするものに限る。以下「契約」という。）に係るキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を負担した新成人及びその親族等の経済的負担を軽減することとする。

- (1) 衣装レンタル
- (2) 写真撮影
- (3) 着付け
- (4) ヘアメイク

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、はたちのつどいに出席を予定していた新成人又はその親族等（他の普通地方公共団体から補助金と同様の補助を受けた者を除く。）とする。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為は、キャンセル料を負担することとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、新成人 1 人につき、延期により発生したキャンセル料の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と 6 万円のいずれか低い額とする。

2 前項のキャンセル料の額は、契約の相手方に支払った料金の額（以下「支払済額」という。）と次に掲げる額の合計額との差額とする。

- (1) 契約の相手方から返還された額
- (2) 写真の撮影、物品の納入その他契約の相手方から受けた債務の履行の対価に相当する額

3 前項第 2 号に掲げる額を算定することが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額との差額」とあるのは「第 1 号に掲げる額との差額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、30日間とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

支援学級等就学奨励費支給規則の一部改正について

学校教育部 教育支援推進室

1. 概要

全庁的に行政手続きにおける押印の見直しを行うことに伴い、様式から保護者の押印欄を削除するものです。

2. 内容

次ページのとおり

枚方市規則第 号

支援学級等就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

支援学級等就学奨励費支給規則（平成6年枚方市規則第3号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の支援学級等就学奨励費支給規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の支援学級等就学奨励費支給規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

支援学級等就学奨励費支給申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

保護者 住 所
電 話
氏 名



支援学級等就学奨励費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

支援学級等就学奨励費に係る収入・需要額調書

児童生徒氏名		学年	学校名		都道府県の地区別 VI 地域の級地区分 1-1			学校長確認印		
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末現在)			需 要 額 等					
		氏 名	生年月日 満年齢	在学学校名・学年 (支援学級 校通学の 有無)	教育扶助基準			生活扶助基準		
通学費	学 校 給食費				基準額	第1類	期 末 一 時 扶助費	第2類		
所得 控 除 前	総所得金額		年 月 日		円	円	円	円	円	f(基準額) 円
	退職所得金額		年 月 日							
	山林所得金額		年 月 日							g(地区別冬期 加算額) 円
	計	A	年 月 日							
所得 控 除	社会保険料		年 月 日							h住宅扶助基準 円
	生命保険料		年 月 日							
	地震保険料		年 月 日							i需要額 (a~hの合計)
	計	B	年 月 日							
所得額(A-B)	C		年 月 日							収入欄
所得月額(C×1/12)	D		年 月 日							需要額
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E		年 月 日							
			年 月 日							F
収入額(D-E)	F	合 計			a	b	c	d	e	i
特記事項 就学援助申請 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階 <input type="checkbox"/> II段階 <input type="checkbox"/> III段階					

注1 支弁区分欄は、収入額が必要額の1.5倍未満の者はI段階、1.5倍以上2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階として処理すること。

注2 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。

注3 整理番号は、個人別支給台帳の番号に合わせること。

注4 特別の教育課程による場合は、通学経路、交通機関及び交通費を記載した書類を添付すること。